

**住宅用火災警報器等の設置し
ましょう**

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者被害を減らすため、すべての住宅に住宅用火災警報器（以下は警報器と呼びます）の設置が義務付けられることになりました。

- ◆いつから始まるのか◆
- 新築住宅

平成18年6月1日から
○今現在お住まいの住宅
平成23年5月31日までに設置を完了して下さい。

- ◆対象となる建物◆
- ・戸建住宅（店舗併用住宅の場合には住宅部分のみ）



・共同住宅（アパート・マンション・下宿など）大家さんなどオーナーと設置の方法や費用について相談してください。

（自動火災報知設備が設置されていない共同住宅）



◆取り付ける場所◆

- (1) 寝室
- (2) 寝室がある階の階段（ただし寝室が容易に避難できる階（避難階）を除く）



3階などの建物になる場合、設置の内容が付け加えられます。詳しくは予防係にお問い合わせください。

◆購入できる場所◆
お近くの電気店やホームセ

ンターなどで販売しています。警報器は検定品である「NSマーク」が付いているものを目安に購入することをお勧めいたします。

※←NSマーク



◆取り付ける位置◆

○天井に取り付ける場合
※壁又ははりから0.6m以上離れた位置。

●天井に設置する場合



警報器の中心を壁から0.6m以上離して取り付けます。



梁などがある場合は、梁から0.6m以上離して取り付けます。

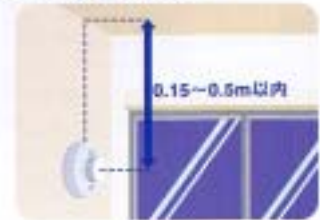


エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

●熱を感知するものは0.4m以上離して取り付けます。

○壁に取り付ける場合
※天井から0.15m以上0.5m以内の位置にある壁

●壁に設置する場合



警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。

◆警報器の種類◆

2タイプあり、煙に反応する「煙式」と熱に反応する「熱式」があります。

※居室、階段には原則的に「煙式」の警報器を設置してください。

◆注意事項◆

- ①電池切れの警報が出た場合に電池交換する必要があります。
- ②警報器の感知器に交換期限がきたら交換してください（自動試験機能が付加されている機器は除く）。
- ③自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、警報器等の設置は必要ありません。

◆悪質な訪問販売にご注意ください◆

今回の法改正に乗じて、購入を強引に勧める、高額な値段での取り付け、売りつけを行うなどの悪質な訪問販売が予想されます。

○被害に遭わないために：

◎消防職員、消防団員が警報器や消火器を売り歩くことはありません。また消防署での販売や、消防署が特定の業者に販売を委託することもありませんので、消防職員に似た服装や、言動にごまかされることのないよう注意してください。

◎電池式の警報器であれば個人でも容易に取り付けが可能です。また、設置を依頼する場合には、事前に見積もりをとり、契約内容や工事内容（義務付けられていない場所への設置も考えられる）をよく確認してください。

◎取り付けられた警報器の点検は義務付けられていません。（ただし、維持管理は自らの責任において行わなければなりません）。

メーカーの仕様書、取り扱い説明書等をよく読んで正常に作動するか確認及び電池の交換を定期的に行ってください。